

キビタン健康ネット運用約款 改正履歴

平成 27 年 6 月 1 日 施行

| | |
|-----------------------|--|
| 平成 30 年 3 月 14 日 全面改正 | |
| 改正前 第 2 条 (2) | 医療機関等：協議会に入会申込をした法人・団体等およびその代表者、および各種システムの利用資格を持つ個人のことをいいます。 |
| 改正後 第 2 条 (2) | 医療機関等：協議会に入会申込をした法人・団体等 <u>及び</u> その代表者のことをいいます。 |
| 改正前 第 4 条 | 協議会は、協議会ホームページへの掲載その他メーリングリストなど協議会が適当と判断する方法及び範囲で、必要となる事項を通知するものとします。 |
| 改正後 第 4 条 | 協議会は、 <u>参加者・医療機関等</u> に対し、協議会ホームページへの掲載その他メーリングリストなど協議会が適当と判断する方法及び範囲で、必要となる事項を通知するものとします。 |
| 改正前 第 5 条 | 協議会事業の具体的な内容は、別紙 <u>パンフレット</u> 等に記載のとおりとします。 |
| 改正後 第 5 条 | 協議会事業の具体的な内容は、別紙に記載のとおりとします。 |
| 改正前 第 5 条 4 項 | <u>参加者が協議会以外の他の地域において実施されている地域連携システムとの連携などを希望する場合は、あらかじめ地域間の協定や契約などを別途設け、それらに基づき別途連携利用を行うものとします。</u> |
| 改正後 第 5 条 4 項 | 削除 |
| 改正前 第 6 条 | (協議会事業への参加と解除) 協議会事業への参加または解除を希望する者は、参加確認書または解除届に必要な事項を記載し協議会へ申請するものとします。 |
| 改正後 第 6 条 | (協議会事業への参加と <u>退会</u>) 協議会事業への参加を希望する場合、参加者は「参加確認書」、 <u>医療機関等は「施設入会申請書」</u> に必要な事項を記載し協議会へ申請するものとします。 <u>また、協議会事業から退会を希望する場合には、参加者は「退会確認書」、医療機関等は「施設退会申請書」</u> に必要な事項を記載し協議会へ申請するものとします。 |
| 改正前 第 6 条 2 項 | 協議会は前項の文書を受領した場合は、所定の手順によって <u>参加登録または解除の</u> 手続きを行うこととします。 <u>ただし、参加者の解除の場合は個人情報としての医療機関等からのアクセス権をすべて解除するものとします。その場合も第 16 条第 2 項によって開示される情報は除外されます。</u> |
| 改正後 第 6 条 2 項 | 協議会は前項の文書を受領した場合は、所定の手順によって登録又は退会の手続きを行うこととします。参加者の <u>退会</u> の場合は個人情報としての医療機関等からのアクセス権をすべて削除するものとします。 |
| 改正前 第 6 条 3 項 (1) | 参加希望者が、処分等の事由によって過去に参加登録を解除された事実があるとき |
| 改正後 第 6 条 3 項 (1) | 参加希望する <u>参加者・医療機関等</u> が、処分等の事由によって過去に登録を削除された事実があるとき |

キビタン健康ネット運用約款 改正履歴

| | | |
|-----|--------------|---|
| 改正前 | 第6条3項 (2) | 参加確認書に虚偽の記載、誤記があったときまたは記入漏れがあったとき |
| 改正後 | 第6条3項 (2) | 「参加確認書」、「 <u>施設入会申請書</u> 」に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入漏れがあったとき |
| 改正前 | 第6条3項 (3) | 参加確認書を提出した者が金銭債務の履行を怠るおそれがあるとき |
| 改正後 | 第6条3項 (3) | 「 <u>施設退会申請書</u> 」を提出した医療機関等が金銭債務の履行を怠るおそれがあるとき |
| 改正前 | 第6条3項 (4) | 参加確認書を提出した者が金銭債務の履行を怠るおそれがあるとき |
| 改正後 | 第6条3項 (4) | 「 <u>施設退会申請書</u> 」を提出した医療機関等が金銭債務の履行を怠るおそれがあるとき |
| 改正前 | 第8条 | 協議会は、参加者・医療機関等が協議会事業に参加するにあたり必要な環境を構築するために、 <u>参加者・医療機関等</u> の保有する通信環境について調査・検討し、ネットワーク基盤を導入・維持するものとします。ただし、 <u>参加者・医療機関等</u> の保有する環境の変更や、その環境要因によって生じるネットワーク基盤の改造、変更、追加の義務を負わないものとします。 |
| 改正後 | 第8条 | 協議会は、参加者・医療機関等が協議会事業に参加するにあたり必要な環境を構築するために、 <u>医療機関等</u> の保有する通信環境について調査・検討し、ネットワーク基盤を導入・維持するものとします。ただし、 <u>医療機関等</u> の保有する環境の変更や、その環境要因によって生じるネットワーク基盤の改造、変更、追加の義務を負わないものとします。 |
| 改正前 | 第9条 | (一時的な中断) 協議会は、次の場合には、参加者・医療機関等への事前の通知又は承諾を要することなく、協議会事業を中断することができるものとします。 |
| 改正後 | 第9条 | (一時的な <u>停止</u>) 協議会は、次の場合には、参加者・医療機関等への事前の通知又は承諾を要することなく、 <u>協議会事業を停止</u> することができるものとします。 |
| 改正前 | 第10条 | 協議会運営に係る会費（以下「会費」といいます。）は、別に定める「会費規則」に <u>記載</u> のとおりとします。 |
| 改正後 | 第10条 | <u>医療機関等を対象に徴収する協議会運営に係る会費</u> （以下「会費」といいます。）は、別に定める「会費規則」のとおりとします。 |
| 改正前 | 第11条 | 医療機関等の <u>代表者</u> は、当該組織に所属する各種システムを利用する資格を持つ者（以下「関係者等」）に対して、本約款に定める事項を周知徹底し、遵守させるものとします。医療機関等の <u>代表者</u> は、関係者等による本約款の違反につき、協議会に対して責任を負うものとします。 |
| 改正後 | 第11条 | 医療機関等は、当該組織に <u>所属し、ID・パスワードを付与された各種システム</u> を利用する資格を持つ者（以下「関係者等」）に対して、本約款に定める事項を周知徹底し、遵守させるものとします。医療機関等は、関係者等による本約款の違反につき、協議会に対して責任を負うものとします。 |

キビタン健康ネット運用約款 改正履歴

| | | |
|-----|---------|--|
| 改正前 | 第11条2項 | 医療機関等がネットワーク基盤を利用するに際しては、著作権法(昭和45年法律第48号)及び個人情報保護条例および法、ならびに医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを遵守しなければなりません。 |
| 改正後 | 第11条2項 | 医療機関等がネットワーク基盤を利用するに際しては、著作権法(昭和45年法律第48号)、個人情報保護条例及び法並びに医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン、 <u>協議会が定めた「個人情報保護方針」</u> 及び「個人情報の取り扱いに関する規程」を含む医療情報システムの安全管理に関するガイドラインを遵守しなければなりません。 |
| 改正前 | 第11条4項 | 医療機関等はネットワーク基盤に接続する端末には、セキュリティーを維持するために協議会が提供するウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければなりません。 |
| 改正後 | 第11条4項 | 医療機関等はネットワーク基盤に接続する端末には、セキュリティーを維持するために協議会が <u>認める</u> ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければなりません。 |
| 改正前 | 第12条 | <u>参加者</u> ・医療機関等が申込時に申請した登録内容について変更が生じた場合、協議会の定める方法により遅滞なく通知するものとします。 |
| 改正後 | 第12条 | 医療機関等が申込時に申請した登録内容について変更が生じた場合、 <u>協議会に対し、「施設入会情報変更申請書」</u> により遅滞なく報告するものとします。 |
| 改正前 | 第13条(7) | ネットワークを通じて入手した情報について、あらかじめ協議会が承認した場合を除いて許可なく複製・公開・提供すること |
| 改正後 | 第13条(7) | ネットワークを通じて入手した情報について、 <u>ネットワーク利用者規程第3条3項に基づき</u> 、あらかじめ協議会が承認した場合を除いて許可なく複製・公開・提供すること |
| 改正前 | 第14条 | 協議会は <u>参加者</u> ・医療機関等が、その義務・責任の遵守を行わなかった場合、又は禁止行為を繰り返す場合はID・パスワードの取り消しを行い、所定の手続きにより <u>当該参加者</u> ・医療機関等の協議会事業への参加を強制的に解除できるものとします。 |
| 改正後 | 第14条 | 協議会は医療機関等及び <u>関係者等</u> が、その義務・責任の遵守を行わなかった場合、又は禁止行為を繰り返す場合はID・パスワードの取り消しを行い、所定の手続きにより <u>医療機関及び関係者等</u> の協議会事業への参加を強制的に解除できるものとします。 |
| 改正前 | 第15条 | 協議会は、協議会事業実施に際して参加者から提供された個人の情報であって、参加者が機密である旨を通知したもの(以下「機密情報」といいます。)について、善良なる管理者の意をもってその機密を保持するものとし、協議会事業の従事する者に使用させる場合を除き、機密情報を開示しないものとします。 |
| 改正後 | 第15条 | 協議会は、協議会事業実施に際して参加者から提供された個人の情報であって、参加者が「 <u>参加確認書</u> 」により、機密である旨を通知したもの(以下「機密情報」といいます。)について、善良なる管理者の <u>注意を持って</u> その機密を保持するものとし、 <u>協議会事業に</u> 従事する者に使用させる場合を除き、機密情報を開示しないものとします。 |

キビタン健康ネット運用約款 改正履歴

| | |
|------------|--|
| 改正前 第16条 | 協議会は、個人情報に「個人情報保護方針」に基づき管理するものとし、協議会事業の実施のために使用する場合を除きそれらの個人情報を第三者に開示しないものとします。 |
| 改正後 第16条 | 協議会は、個人情報を <u>協議会が定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いに関する規程」</u> に基づき管理するものとし、協議会事業の実施のために使用する場合を除きそれらの個人情報を第三者に開示しないものとします。 |
| 改正前 第16条2項 | <p>前項にかかわらず、次の各号の一に該当する場合、参加者から個別の同意を得ることなく個人情報を開示することができるものとします。</p> <p><u>(1) 協議会が事業を実施するために必要な業務を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合</u></p> <p><u>(2) 協議会が事業の成果向上を検討するために必要な範囲で、集計及び分析を第三者に委託するに際し、当該委託先に開示する場合</u></p> <p><u>(3) 協議会が個人情報及び集計及び分析等により得られた統計データを、個人を識別又は特定できない状態で協議会の委託先その他の第三者に開示する場合</u></p> <p><u>(4) 裁判所又は監督官庁等の行政機関から法令の定めるところに従い個人情報の開示を要求された場合</u></p> |
| 改正後 第16条2項 | 削除 |
| 改正前 第16条3項 | 協議会は、前項に基づき個人情報を開示する場合、開示する個人情報を開示目的の実現に最低限必要な範囲に限定するとともに、前項第3号及び第4号の場合を除き開示する相手方に対し本条により協議会が負うのと同等の義務を課し、開示の範囲などの記録を文書にて残すものとします。 |
| 改正後 第16条3項 | 削除 |
| 改正前 第16条4項 | 第1項の約款にかかわらず、協議会は、個人情報の集計及び分析等により得られた統計データについて、個人を識別又は特定できない状態に加工したうえで協議会事業に利用（第三者への開示を含みます。）することができるものとします。 |
| 改正後 第16条4項 | 削除 |
| 改正前 第17条 | 協議会は、取り扱う情報に関して各種法令・ガイドライン等に基づき善良なる管理者の意をもって管理します。 |
| 改正後 第17条 | 協議会は、取り扱う情報に関して各種法令・ガイドライン等に基づき善良なる管理者の <u>注意</u> をもって管理します。 |
| 改正前 第17条3項 | 参加者・医療機関等が協議会事業のシステム利用によって第三者に損害を与えた場合、又は第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、参加者・医療機関等が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。 |
| 改正後 第17条3項 | 医療機関等が協議会事業のシステム利用によって第三者に損害を与えた場合、又は第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、参加者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。 |

キビタン健康ネット運用約款 改正履歴

| | | |
|-----|--------|---|
| 改正前 | 第 18 条 | 本約款の変更はネットワーク運営検討部会において取り扱い、出席者の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、地域包括ケア支援ICT委員会、及び理事会の承認を得なければなりません。 |
| 改正後 | 第 18 条 | 本約款の変更は理事会の議決を経て行う。 |

| | | |
|----------------------|-----------|--|
| 平成 31 年 4 月 1 日 一部改正 | | |
| 改正前 | 第 6 条 4 項 | 追加 |
| 改正後 | 第 6 条 4 項 | 協議会は、1項における参加確認書の受領をもって、キビタン健康ネットに参加している医療従事者等が、キビタン健康ネットに収集された調剤情報を閲覧することに同意したものとみなします。 |
| 改正前 | 第 6 条 5 項 | 追加 |
| 改正後 | 第 6 条 5 項 | 参加者が、前項の調剤情報閲覧についてのみ同意しないことを希望する場合は、所定の手順によって、調剤情報について医療機関等からの閲覧許可をすべて解除するものとします。ただし、参加者がその後薬局へキビタン健康パスポートを提示した場合は閲覧同意として取り扱います。 |

| | | |
|--------------------|------------|--|
| 令和元年 9 月 25 日 一部改正 | | |
| 改正前 | 第 17 条 2 項 | 協議会は、協議会事業における情報の利用あるいは利用不能から生じる損害に関して責任を負わないものとします。 |
| 改正後 | 第 17 条 2 項 | 協議会は、協議会事業における情報の利用あるいは利用不能から生じる損害に関して医療機関等の責めによる場合を除き、責任をもって対応するものとします。 |
| 改正前 | 第 17 条 3 項 | 医療機関等が協議会事業のシステム利用によって第三者に損害を与えた場合、又は第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、参加者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。 |
| 改正後 | 第 17 条 3 項 | 医療機関等が協議会事業のシステム利用によって第三者に損害を与えた場合、又は第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。 |

| | | |
|---------------------|-----------|---|
| 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正 | | |
| 改正前 | 第 6 条 4 項 | 協議会は、1項における参加確認書の受領をもって、キビタン健康ネットに参加している医療従事者等が、キビタン健康ネットに収集された調剤情報を閲覧することに同意したものとみなします。 |
| 改正後 | 第 6 条 4 項 | 協議会は、1項における参加確認書の受領をもって、キビタン健康ネットに参加している医療従事者等が、キビタン健康ネットに収集された以下の情報を共有することに同意したものとみなします。 <u>(1) 調剤情報 (調剤薬局からアップロードされた調剤情報の共有、閲覧)</u> <u>(2) 画像情報 (医療機関からアップロードされた画像情報の共有、閲覧)</u> <u>(3) 地域連携パス情報 (医療機関毎の診療計画情報の共有、閲覧)</u> |

キビタン健康ネット運用約款 改正履歴

| | |
|-----------|--|
| 改正前 第6条5項 | 参加者が、前項の調剤情報閲覧についてのみ同意しないことを希望する場合は、所定の手順によって、調剤情報について医療機関等からの閲覧許可をすべて解除するものとします。ただし、参加者がその後薬局へキビタン健康パスポートを提示した場合は閲覧同意として取り扱います。 |
| 改正後 第6条5項 | 参加者が、 <u>4項のいずれかについて同意の中止を希望する場合は</u> 、所定の手順によって、 <u>参加者が同意しない項目を選択し、医療機関等からの共有、閲覧許可を項目毎に解除するものとします。</u> ただし、参加者がその後 <u>医療機関等</u> へキビタン健康パスポートを提示した場合は同意として取り扱います。 |